

美唄市体育センター、美唄市営弓道場 指定管理者募集要項

美唄市では、公の施設の管理運営について民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の縮減を図り、より効果的かつ効率的な運営を図るために指定管理者制度を導入しています。

現在、美唄市体育センター、美唄市営弓道場は、直営施設であります。施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うために地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者となる団体等を次のとおり公募します。

1 施設の概要

(1) 施設の名称 美唄市体育センター

施設の所在地 美唄市西 2 条北 4 丁目 1 番 1 号

設置の目的 市民の健康・体力づくり及びスポーツの振興の用に供することを目的とする。

施設等の概要

- ・ 構造 鉄骨造平屋建
- ・ 敷地面積 6,285.80 m²
- ・ 延床建築 1,541.49 m²
- ・ 主要施設 体育館(982.1 m²)、格技室(310.1 m²)、渡り廊下(69.39 m²)、倉庫(100.00 m²)
弓道場(79.90 m²)
- ・ 開設年月日 平成 26 年 4 月 1 日

(2) 施設の名称 美唄市営弓道場

施設の所在地 美唄市西 4 条北 2 丁目 2 番 22 号

設置の目的 市民の体育文化の向上と健康の増進を図ることを目的とする。

施設等の概要

- ・ 構造 木造平屋建一部鉄骨造
- ・ 敷地面積 1,716 m²
- ・ 延床面積 230.64 m²
- ・ 主要施設 射場(管理棟)(164.40 m²)、的場(66.24 m²)
- ・ 開設年月日 平成元年 8 月 25 日

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

3 応募できる資格要件

- (1) 申請書類の提出時において、美唄市内に本店、支店、営業所等を有する法人またはその他の団体若しくはグループとします。

(2) 次に該当する法人等は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続きを開始している者
- ③ 美唄市（以下（市）といいます。）から指名停止処分を受けている者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び 133 条に該当する場合を除く。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または、美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団関係事業者
- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人にあつては、法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(3) グループ応募の場合の条件

市民サービスの向上または業務の効率的実施を図るうえで必要な場合は複数のグループで応募することができます。ただし、構成団体のすべてが上記の要件を満たしている必要があり、また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、条件として、次の事項が付加されます。

- ① 代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。

4 募集要項等の配布期間と場所

(1) 募集要項等の配布期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 28 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 募集要項等の配布場所

美唄市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

(3) 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで

※募集要項は美唄市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.bibai.hokkaido.co.jp/>

5 説明会

(1) 現地説明会は実施しません。

(2) 施設内容及び業務内容は本要項のほか、美唄市体育センター、美唄市営弓道場の指定管理に

係る仕様書を配布します。

- (3) 不明な点は次の「6 質問」により質問事項として受理し、担当課から回答します。
(必ず FAX 又は電子メールで提出してください。)

6 質問

- (1) 受付期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 22 日（水）まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

- (2) 受付方法

FAX 又は電子メールで、下記「16 その他」(6) 申込書類の提出先まで提出してください。

- (3) 回答方法

質問者及び申込者に FAX 又は電子メールで回答します。

※電話での質問は受け付けません。

7 応募受付期間と応募受付場所

- (1) 応募受付期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 28 日（火）まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)(郵送不可)

- (2) 応募受付場所

美咲市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

- (3) 応募受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

8 応募の際に提出する書類

下記の書類を A4 縦型とし、正・副 2 部を持参の方法により提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（添付書類含む。）
- (2) 当該団体の設置主旨、概要がわかる書類（パンフレット等）
- (3) 宣誓書
- (4) 役員名簿
- (5) 指定管理者事業計画書
- (6) 収支計画書、収支計画書積算内訳書
- (7) 定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体にあつてはこれらに類する書類）
- (8) 登記簿謄本（法人の場合）
- (9) 印鑑証明
- (10) 当該団体の事業計画書、収支予算書（申請書類提出日の属する事業年度のもの）
- (11) 当該団体の事業実績報告書、収支決算書、(貸借対照表、損益計算書等で申請書提出日の属する事業年度の前年度のもの)

- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人等にあつては法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。(過去1年分) なお、納税義務がない場合はその旨の申立書。

※その他資料の提出を求める場合があります。

※提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

※指定管理者の候補者を選定する際の公文書は、美唄市情報公開条例に基づく情報公開請求があつた場合、美唄市情報公開条例及び美唄市指定管理者選定情報に係る情報公開基準に関する要綱により公開とします。

9 選定の基準

選定に当たっては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に規定する基準に基づき審査を行います。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長等が別に定める事項(地元雇用・市内発注、地域活動への参加等)

10 管理の基準

- (1) 開館時間

- ① 美唄市体育センター

開館時間 午前9時～午後9時

- ② 美唄市営弓道場

開館時間 午前9時～午後9時

※ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を延長及び短縮できる。

- (2) 休館日

- ① 美唄市体育センター

休館日 月曜日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

- ② 美唄市営弓道場

休館日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※ただし、管理運営上特別の必要がある時は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。

- (3) 利用の承認等

美唄市体育センター条例(平成19年条例第32号)及び美唄市体育センター条例施行規則(平成19年教育委員会規則第12号)、美唄市営弓道場条例(平成18年条例第40号)及び美唄市営弓道場条例施行規則(平成18年教育委員会規則第12号)に定める基準に基づき、利用の承認等の業務を適切に実施し、住民等の平等な利用を確保してください。

(4) 個人情報の取扱い

美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）に定める指定管理者の義務を適切に履行するとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応してください。

(5) 情報公開の取扱い

美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）に基づき公の施設の管理に関して保有する文書の公開に努めるとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応してください。

(6) その他

物品の調達や再委託の際は、市内の企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めてください。

11 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 施設の管理に関する基本的な考え方

管理運営は、下記の項目に沿って行うこと。

- ① 施設の設置理念に基づき、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ② 公平性の維持、個人情報の保護を徹底すること。
- ③ 効果的かつ効率的な管理を行い、経費縮減に努めること。
- ④ 施設の主要業務は、再委託しないこと。

(2) 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、仕様書のほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ③ 美唄市体育センター条例（平成 19 年条例第 32 号）
- ④ 美唄市体育センター条例施行規則（平成 19 年教育委員会規則第 12 号）
- ⑤ 美唄市営弓道場条例（平成 18 年条例第 40 号）
- ⑥ 美唄市営弓道場条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 12 号）
- ⑦ 美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）
- ⑧ 美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）
- ⑨ 美唄市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- ⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ⑪ 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）
- ⑫ その他関係法令・規定等

※ 指定期間中に上記法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

(3) 指定管理者が行う主要業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとし、業務の詳細は仕様書のとおりとします。

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ スポーツ活動の機会提供に関する業務
- ④ 社会教育活動及び行事の提供機会に関する業務

- ⑤ 指定事業の実施に関する業務
 - ⑥ 本施設を活用した提案事業
 - ⑦ その他体育センター、弓道場の管理運営上必要と認める業務
 - ※ 施設の清掃業務、警備業務などの個別業務を教育委員会の承認を得て第三者に委託することはできますが、指定管理業務の全部または主たる部分を第三者へ再委託することはありません。
- また、指定管理者は、次の事項を行うことができません。
- ① 使用料の強制徴収
 - ② 使用料の減免
 - ③ 自動販売機の設置等行政財産の目的外使用許可
 - ④ 不服申し立てに対する決定

12 指示事項

- (1) 指定管理者は、主要業務をはじめとする各業務の重要性を十分に認識し、善良な管理者の注意義務をもって、適正な業務遂行に努めること。
 - ① 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させること。
 - ② 施設の設置目的に添った適切な事業の提案を行うこと。
 - ③ 効率的運営を行うこと。
 - ④ 管理運営費の縮減に努めること。
 - ⑤ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。特に、以下の設備に関する保守管理・点検・検査等を行うこと。
 - ⑥ 本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わないこと。
 - ⑦ 毎年度終了後、事業報告書を作成し教育委員会に提出すること。
 - ⑧ 業務を行うにあたり作成し、または取得した文書などは教育委員会庶務規定などを参考に、適正に管理・保存すること。
- (2) 業務で知り得た個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意すること。
- (4) 業務遂行にあたって、名目いかに問わず、第三者から金品を收受しないこと。
- (5) 業務遂行にあたって事故、第三者による加害が発生したとき、あるいはこれらの事態が予見できるときは、適切な処置を講ずるとともに、教育委員会に速やかに報告し、指示を受けること。
- (6) 緊急対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。また、防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練を行うこと。
- (7) 募集事項に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で保険に加入すること。（火災保険は本市で加入します。）
- (8) 利用者及び近隣住民の意見・苦情等に対して、誠意を持って対応すること。
- (9) 美唄市内における雇用の確保及び障がい者雇用に努めること。
- (10) 省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、リサイクルの推進や適正処理に努めること。

13 経費等

- (1) 施設の管理経費及び事業費は予算の範囲内で執行すること。
- (2) 各支出は貴団体の積算予算額の範囲で執行すること。
- (3) 事業報告は毎年度終了後 60 日以内に行うこと。
- (4) 教育委員会は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

14 指定管理者に払う委託料

教育委員会は指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を予算の範囲内で委託料（指定管理費）として、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に払います。支払方法は協定の定めるところにより分割払いとし、金額及び支払時期についても協定において定めます。委託料（指定管理費）は、市予算確定後に予算の範囲内で協議により決定します。その際改めて収支計画書の提出を求めることもあります。

管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。

ただし、経済状況の激変その他特別な事情が生じた場合は、協議により対価の変更を行うことが可能です。

15 選定の方法

- (1) 第 1 次審査（書類審査）
 - ① 通知日時 令和 7 年 11 月上旬
 - ② 通知方法 郵送にて通知
- (2) 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第 1 次審査合格者から美唄市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）に対して提案内容に関するプレゼンテーションを行います。また、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを行います。その結果に基づき、選定委員会が「9 選定の基準」に照らして総合的に判断し、指定管理者として最も適当な団体を選定します。

- ① 開催日時 令和 7 年 11 月中旬（開催日時は決定次第お知らせします）
- ② 開催場所 美唄市役所
- ③ 審査結果通知日時 令和 7 年 11 月中旬
- ④ 通知方法 郵送にて通知

16 その他

- (1) 応募の撤回、応募書類の修正について

応募の撤回、応募書類の修正はできません。（軽微な修正は除く）

- (2) 指定手続きについて

指定管理者は美唄市議会の議決を経て指定されることとなりますので、議決後速やかに通知いたします。

(3) 協定の締結

教育委員会と指定管理者は業務の実施等に関し、細目的事項について協議のうえ、美唄市体育センター、美唄市宮弓道場の管理に関し協定を締結します。

① 明記する事項

- ・事業計画に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・美唄市が払う管理費用に関する事項
- ・管理の実施にあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・モニタリングに関する事項
- ・その他市長等が定める事項

② 協定事項の協議

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、又は記載していない事項が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定することとします。

(4) 業務関連の保険の加入について

① 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

② 施設及び設備の損害

指定管理者の故意または過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため

(5) 応募書類の著作権の帰属

応募者が提出した申込書類の著作権は、それぞれの申込者に帰属します。なお、本市が公表等必要と認めるときは申込書類の全部または一部を無償でできるものとします。

(6) 応募書類の提出先及び提出部数

提出先 美唄市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

提出部数 正・副2部

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1-1

TEL 0126-35-1316 FAX 0126-62-1088 E-mail sports-shinko@city.bibai.lg.jp

(7) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとします。

項 目	内 容	負 担 者	
		教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
法令・関連制度等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に係る法令及び関連制度の変更	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止、延期等	○	

第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害		○
	上記以外	○	
事業の中止・延期	設置者の事由により、業務の全部または一部を中止、延期をした場合	○	
資金調達	運営上必要な投資、資金の確保		○
書類の錯誤	教育委員会が作成した書類に起因するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に起因するもの		○
申請コスト	申請に要する費用		○
需要変動	利用者の減少による収入減		○
損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
施設・設備の損傷	施設本体の経年劣化等によるもので、小規模（軽微）なもの		○
	施設本体の経年劣化等によるもので、大規模なもの	○	
備品の損傷	教育委員会貸与備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○	
	指定管理者の管理の瑕疵によるもの・指定管理者の取得したもの		○
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等		○
	施設本体の改修等による臨時休館等	○	
債務不履行	教育委員会の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
業務引継ぎ	指定期間終了または指定の取消に伴う業務引継経費		○
原状回復	指定期間終了または指定の取消に伴う原状回復		○
保険の加入	施設の設置に関するもの（火災保険）	○	
	自主事業に関するもの		○
セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
	上記以外るとき	○	
周辺地域・住民、施設利用者への対応	施設利用者及び地域住民からの苦情対応・地域との協議		○
	上記以外のもの	○	

17 参考資料

- (1) 美唄市体育センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
- (2) 美唄市体育センター条例施行規則・・・・・・・・・・・・15 ページ
- (3) 美唄市営弓道場条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 ページ
- (4) 美唄市営弓道場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・21 ページ
- (5) 美唄市体育センター、美唄市営弓道場施設管理仕様書・・別冊

参考資料

(1) 美唄市体育センター条例

(平成 19 年 10 月 1 日条例第 32 号)

改正

平成 24 年 3 月 21 日条例第 12 号

平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号

平成 26 年 3 月 20 日条例第 8 号

平成 27 年 12 月 11 日条例第 30 号

平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号

平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号

令和 2 年 12 月 10 日条例第 33 号

美唄市体育センター条例(昭和 50 年条例第 21 号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第 1 条 市民の健康・体力づくり及びスポーツの振興の用に供するため、美唄市体育センター(以下「体育センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
美唄市体育センター	美唄市西 2 条北 4 丁目 1 番 1 号

(施設)

第 2 条の 2 体育センターに次の施設を置く。

(1) 体育館(クライミング・ウォールを含む。)

(2) 格技室

(3) 弓道場

(職員)

第 3 条 体育センターに、必要な職員を置く。ただし、教育委員会が美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 15 号)第 6 条第 1 項の規定により体育センターの指定管理者の指定を行ったときは、この限りでない。

(管理の代行等)

第 4 条 体育センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 体育センターの利用の許可に関する業務

(2) 体育センターの維持及び管理に関する業務

(開館時間)

第5条 体育センターの開館時間は、午前9時から午後8時45分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(休館日)

第6条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、休館日を変更し、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用の承認)

第7条 体育センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は使用の目的又は管理上支障があると認めたときは、その使用につき条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 教育委員会は、体育センターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物及びその備付物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他体育センターの運営上適当と認め難いとき。

(使用承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は体育センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 体育センターを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長が特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第13条 指定管理者に体育センターの管理を行わせる場合にあっては、体育センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前3条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 14 条 使用者は、使用承認を受けた目的以外に体育センターを使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備等の設置)

第 15 条 使用者は、体育センターの使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 16 条 使用者は、体育センターの使用を終えたとき、使用を停止されたとき又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、これを返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 17 条 使用者が建物又は設備を毀損し、若しくは滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第 18 条 体育センターの建物又は敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者に関する読替規定)

第 19 条 第 4 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条及び第 6 条	教育委員会が必要と認めたときは	指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て
第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項	教育委員会	指定管理者
第 9 条第 2 項	教育委員会	教育委員会及び指定管理者
第 15 条及び第 18 条	教育委員会	指定管理者

(規則への委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、体育センターに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際すでにこの条例による改正前の美唄体育センター条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた許可は、この条例による改正後の美唄市体育センター条例の規定によりなされた許可とみなす。
- 3 旧条例の規定により発行された回数券については、施行日以後なお引き続き使用することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前の美唄市体育センター条例の規定により発行された回数券及び定期券については、施行日以後なお引き続き使用することができる。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の附則を追加する改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(体育センターの使用料に関する経過措置)

- 22 この条例の施行の日以後に体育センターを使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日条例第 8 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 11 日条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に体育センターを使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(体育センターの使用料に関する経過措置)

- 20 この条例の施行の日以後に体育センターを使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月10日条例第33号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

美唄市体育センター使用料

専用使用

時間区分 ＼ 使用区分	午前(9:00～ 13:00) 1時間につき	午後(13:00～ 17:00) 1時間につき	夜間(17:00～ 20:45) 1時間につき	全日(9:00～ 20:45)
体育館	630 円	630 円	950 円	7,590 円
格技室	340 円	340 円	510 円	4,070 円
弓道場	340 円	340 円	510 円	4,070 円

備考

- 1 クライミング・ウォールを使用する場合は、本表中体育館の使用料の額に次表の使用料の額を加算して徴収する。

午前(9:00～13:00) 1時間につき	午後(13:00～17:00) 1時間につき	夜間(17:00～20:45) 1時間につき	全日(9:00～20:45)
550 円	550 円	820 円	6,540 円

- 2 冬期間(11月1日から翌年4月30日まで)は、使用料(クライミング・ウォール使用加算額を除く。)の5割に相当する額を暖房料として徴収する。冬期間外で特に暖房を必要とする場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により積算した暖房料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。
- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

個人使用

区分	1 回	回数券(12枚綴)	クライミング・ウォールを使用する場合の加算額	クライミング・ウォール専用回数券
			1 回	回数券(12枚綴)
小中学生	50 円	500 円	10 円	600 円
高校生	120 円	1,200 円	80 円	2,000 円
一般	180 円	1,800 円	120 円	3,000 円

備考 個人使用で1回とは、入館から退館までをいう。

別表(第4条関係)

種別	団体及び学校が使用する場合	個人が使用する場合
一般	年間 21,780 円	無料
高校生	年間 10,890 円	無料

(2) 美唄市体育センター条例施行規則

(平成 19 年 9 月 28 日教育委員会規則第 12 号)

改正

平成 28 年 2 月 15 日教育委員会規則第 2 号

平成 29 年 4 月 26 日教育委員会規則第 8 号

令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市体育センター条例(平成 19 年条例第 32 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第 2 条 美唄市体育センター(以下「体育センター」という。)を使用しようとする者は、使用日の 5 日前までの間にあらかじめ教育委員会に美唄市体育センター使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 個人使用については、前項の規定にかかわらず使用当日に申請することができる。

(使用承認書の交付等)

第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の使用を承認するときは、美唄市体育センター使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)を交付する。

2 個人使用については、個人使用券(別記様式第 3 号)又は回数券(別記様式第 4 号)により使用するものとする。

3 前 2 項の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は使用の際使用承認書、個人使用券又は回数券を携帯し必要に応じて係員に提示しなければならない。

4 使用者が使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ使用承認書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(減免の基準)

第 4 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。
ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除

(2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除

(3) 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用するとき。 免除

(4) 市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するとき。 免除

(5) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7 割減額

- (6) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳(1 級から 4 級までの者)の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額
 - (7) 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童及び引率者が使用するとき。 5 割減額
 - (8) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額
 - (9) 福祉関係団体が行事に使用するとき。 5 割減額
 - (10) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市体育センター使用料減免申請書(別記様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、使用料の免除の可否を決定したときは、美唄市体育センター使用料減免決定通知書(別記様式第 6 号)を申請者に通知しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 12 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額
 - (2) 条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定により使用承認を取り消したとき。 使用料の全額
- 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、美唄市体育センター使用料還付申請書(別記様式第 7 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
 - (2) 許可なく体育センター(敷地を含む。以下本条において同じ。)内で広告宣伝物等の掲示、配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
 - (3) 許可なく体育センター内で物品の配布、販売又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせないこと。
 - (4) 定員を超えて入場させないこと。
 - (5) 建物、設備及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
 - (6) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。
- 2 教育委員会が必要と認めたときは使用者は、会場責任者及び整理員を置き、入場者の整理を適切に行わなければならない。

(使用後の点検)

第 7 条 使用者は、体育センターの使用を終了したときは、直ちに係員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(指定管理者に関する読替規定)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 1 項	教育委員会	指定管理者
	美唄市体育センター使用承認申請書(別記様式第 1 号)	美唄市体育センター利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
第 3 条第 1 項	教育委員会	指定管理者
	美唄市体育センター使用承認書(別記様式第 2 号)	美唄市体育センター利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第 3 条第 2 項	個人使用券(別記様式第 3 号)	個人利用券(指定管理者が定めるもの)
	回数券(別記様式第 4 号)	回数券(指定管理者が定めるもの)
第 3 条第 4 項	教育委員会	指定管理者
第 4 条第 1 項	条例第 11 条	条例第 13 条第 5 項
	使用料	利用料金
第 4 条第 2 項	美唄市体育センター使用料減免申請書(別記様式第 5 号)	美唄市体育センター利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	美唄市体育センター使用料減免決定通知書(別記様式第 6 号)	美唄市体育センター利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第 5 条第 1 項	条例第 12 条ただし書	条例第 13 条第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
第 5 条第 2 項	使用料	利用料金
	美唄市体育センター使用料還付申請書(別記様式第 7 号)	美唄市体育センター利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 6 条第 2 項	教育委員会	指定管理者

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際既に改正前の美唄体育センター管理規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の美唄市体育センター条例施行規則の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成 28 年 2 月 15 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 26 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(3) 美唄市営弓道場条例

(平成 18 年 19 月 10 日条例第 40 号)

改正

平成 25 年 12 月 12 日条例第 30 号

平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号

令和 7 年 月 日条例第 号

(設置)

第 1 条 市民の体育文化の向上と健康の増進を図るため、美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 弓道場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美唄市営弓道場	美唄市西 4 条北 2 丁目 2 番 22 号

(管理の代行等)

第 3 条 弓道場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 弓道場の利用の許可に関する業務
- (2) 弓道場の維持及び管理に関する業務

(使用料)

第 4 条 弓道場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 教育委員会が特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 6 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金等)

第 7 条 指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合にあつては、総合体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前 3 条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第 8 条 使用者が建物又は設備をき損し、若しくは滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、総合体育館に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日以降に弓道場を使用するものが同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

(4) 美唄市営弓道場条例施行規則

(平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 12 号)

改正 令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 15 号

令和 7 年 9 月 日教育委員会規則第 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市営弓道場条例(令和 年条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

[美唄市営弓道場条例(令和 年条例第 号。以下「条例」という。)]

(開設期間及び使用時間)

第 2 条 美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)の開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開設期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 使用時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで

(使用の承認)

第 3 条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に美唄市営弓道場使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対し使用の承認をするときは、美唄市営弓道場使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

(使用承認の取消し等)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、弓道場の使用の承認の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附帯設備、その他備品をき損、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他弓道場の管理運営上不適当と認められるとき。

(減免の基準)

第 5 条 条例第 4 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除

(2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除

(3) 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用するとき。 免除

(4) 市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するとき。 免除

(5) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7 割減額

(6) 福祉関係団体が行事に使用するとき。 5 割減額

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 免除又は減額

2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市営弓道場使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営弓道場使用料減免決定通知書（別記様式第4号）を申請者に通知しなければならない。

（使用料の還付）

第5条の2 条例第5条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額
- (2) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない理由が生じ使用承認を取り消したとき。 使用料の全額

- 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第5条の3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
 - (2) 許可なく弓道場（敷地を含む。以下本条において同じ。）内で広告宣伝物等の掲示、配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
 - (3) 許可なく弓道場内で物品の配布、販売又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせないこと。
 - (4) 建物、設備及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
 - (5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。
- 2 教育委員会が必要と認めたときは使用者は、会場責任者及び整理員を置き、入場者の整理を適切に行わなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第6条 使用者は、使用承認を受けた目的以外に弓道場を使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

（指定管理者に関する読替規定）

第7条 条例第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	教育委員会	指定管理者
	美唄市営弓道場使用承認申請書（別記様式第1号）	美唄市営弓道場利用許可申請書（指定管理者が定めるもの）
第3条第2項	教育委員会	指定管理者
	美唄市営弓道場使用承認書（別記様式第2号）	美唄市営弓道場利用許可書（指定管理者が定めるもの）
第4条	教育委員会	指定管理者
第5条第1項	使用料	利用料金
第5条第2項	使用料	利用料金
	美唄市営弓道場使用料減免申	美唄市営弓道場利用料金減免

	請書(別記様式第3号)	申請書(指定管理者がさだめるもの)
	教育委員会	指定管理者
第5条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	美唄市営弓道場使用料減免決定通知書(別記様式第4号)	美唄市営弓道場利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第5条の2第1項及び各号	使用料	利用料金
第5条の2第2項	使用料	利用料金
第5条の3第2項	教育委員会	指定管理者

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。